

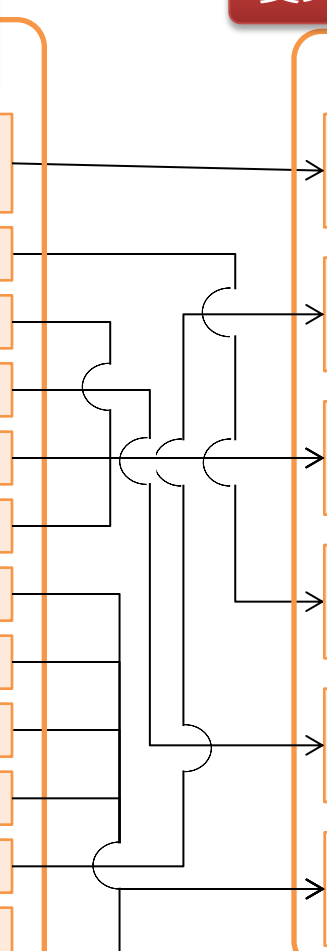
I は、全国的な鳥獣保護管理事業の課題、体制、考え方、その他トピックとなるべき事項を記述する。都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画に書くべき個別制度の運用等に関する指針は、Ⅲに移行する。

## 現行 I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

- 第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
- 第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施
- 第三 特定計画制度の推進
- 第四 人材の育成・確保
- 第五 鳥獣保護区の指定及び管理
- 第六 狩猟の適正化
- 第七 傷病鳥獣の取扱い
- 第八 鳥獣への安易な餌付けの防止
- 第九 国際的取組の推進
- 第十 感染症への対応
- 第十一 関係主体の役割の明確化と連携
- 第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

## 変更案 I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

- 第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
- 第二 関係主体の役割の明確化と連携
- 第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施
- 第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施
- 第五 人材の育成・確保
- 第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項



# 基本指針Ⅲ

Ⅲの各項目は、法定事項であるため、項目の改廃は行わない。  
ただし、個別の論点については、Ⅰと重複があるため、整理する。

## Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

平成29年4月1日から  
平成34年3月31日までとする

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護区の指定及び管理に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

狩猟及び狩猟鳥獣に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣の捕獲の規制等に関する事項

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び  
猟区に関する事項

鉛中毒対策に関する事項

第六 特定計画の作成に関する事項

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

情報基盤整備に関する事項

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

人材の育成・確保に関する事項

第九 その他

傷病鳥獣救護・愛玩飼養目的での捕獲に関する事項

# 基本指針Ⅱ及びⅣ

Ⅱ及びⅣは、構成の大きな変更をしない。一部、Ⅰ及びⅢと重複している事項等については、形式的な修正を行う。

## Ⅱ 希少鳥獣の保護に関する事項

- 国が定める希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画について定める事項について記載

第一 希少鳥獣の保護及び管理

第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

## Ⅳ 指定管理鳥獣の管理に関する事項

- 都道府県知事が定める指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事、同事業の委託に関する事、夜間銃猟の実施に関する作業、実施計画の把握と評価等について記載

第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価